

業 務 名 業務系システム用機器賃貸借（R 6 更新分）

委託場所 岡山市北区鹿田町二丁目 1 番 1 号 ほか

質問 1
リース期間中の保守を要するプリンタのため、付属するトナーはメーカー純正品でなければならない、と判断すれば宜しいでしょうか？
回答 1
お見込みのとおりです。
質問 2
契約終了後に受注者側にて実施するデータ消去作業は、受注者の倉庫へ引揚後の実施との認識で宜しいでしょうか。
回答 2
お見込みのとおりです。
質問 3
岡山市水道局様において賃貸物件を MDM（Mobile Device Management の略称であり、パソコンやタブレットなどの情報端末を管理するシステム）の管理対象とする場合、賃貸物件の返還に際し、岡山市水道局様の責任と負担により事前に当該賃貸物件を MDM の管理対象外とするもの、という認識で宜しいでしょうか。
回答 3
本賃貸借物件において、MDM の管理対象とするものではありません。
質問 4
記載内容 共通事項
10 契約保証金又は契約保証人について
(4)
契約保証の期間は次に掲げる期間で分割することができるものとし、契約保証の期間を分割した場合には、前保証期間の終期までに保証期間を更新した契約保証を提供しなければならない。この場合の契約保証の額は、契約金額から既済部分を控除して得

た額の100分の10以上とすることができるものとする。

第1期間 契約締結日から令和6年10月31日（保証対象は契約額全額）

第2期間 令和6年11月1日から令和11年10月31日

質問内容 第2期間については、契約金額から既済部分を控除して得た額の100分の10以上とすることができるものとする。

とありますが、例えば第1期間において完了する作業がある場合、その作業分の費用を既済部分として考えればよいということによろしいでしょうか。

回答4

本案件においては、令和6年11月1日から賃貸借期間が開始し、同日より賃借料の支払いが始まるため、第2期間においても保証対象は契約額全額となります。

質問5

記載内容 仕様書

6（3）

イ 機器引渡し場所、設置場所での作業

④ その他関連する作業を行うこと。

質問内容 その他関連する作業とはどのようなものを想定されていますでしょうか。

回答5

プリンタ及びプロッタへのIPアドレスの設定からテスト印刷までの作業です。

質問6

記載内容 仕様書

12 ハードディスク等記憶媒体の取り扱い

賃借人が庁舎内においてHDD、SSDそれぞれに対応するデータ消去ソフトウェアでOS等からアクセス可能な領域を上書き消去を行った上で、賃貸人に引渡しを行う。賃貸人は以下のいずれかの措置を実施し、実施後に「履行完了証明書」を提出すること。

質問内容 データ消去ソフトウェアで上書き消去がされた状態で賃貸人に引き渡されることとなっておりますが、賃貸人の行う「ア～オ」のいずれかの措置は、オンサイト(貴局内)での実施を求められるものでしょうか。

<p>回答 6</p> <p>回答 2 のとおりです。</p>	
<p>質問 7</p>	<p>記載内容 別紙 1</p> <p>3 周辺機器 (CAD 設計積算システム用)</p> <p>※IP アドレスの設定 (賃借人が指定)、水道局本局及び各出先施設の CAD 設計積算室内のクライアントパソコンへドライバインストール及びテスト印刷の作業含む。</p> <p>質問内容 水道局本局及び各出先施設とは、別紙 2 に記載のある「本局 5 階 (施設整備課、中管路整備課)」「東管路整備課」「西管路整備課」の 3 カ所でのよろしいでしょうか。</p> <p>また、ドライバをインストールする対象となるパソコン台数は、各施設単位にそれぞれ何台あるかご教示願います。</p>
<p>回答 7</p> <p>設置場所についてはお見込みのとおりです。設置台数の内訳は、本局に 10 台、東管路整備課及び西管路整備課では各 5 台となります。</p>	
<p>質問 8</p>	<p>記載内容 別紙 1</p> <p>4 周辺機器 (CAD 設計積算システム用)</p> <p>※IP アドレスの設定 (賃借人が指定)、水道局本局及び各出先施設の CAD 設計積算室内のクライアントパソコンへドライバインストール及びテスト印刷の作業含む。</p> <p>質問内容 水道局本局及び各出先施設とは、別紙 2 に記載のある「本局 5 階 (施設整備課、中管路整備課)」「東管路整備課」「西管路整備課」の 3 カ所でのよろしいでしょうか。</p> <p>また、ドライバをインストールする対象となるパソコン台数は、各施設単位にそれぞれ何台あるかご教示願います。</p>
<p>回答 8</p> <p>回答 7 のとおりです。</p>	
<p>質問 9</p>	<p>記載内容 仕様書</p> <p>7 (1) 機器</p>

<p>質問内容</p>	<p>別紙1 導入機器明細書に示す機器について、別紙2 納入機器及び設置機器一覧に記載の期限までに搬入を行なうこと。</p> <p>今回調達されるパソコン（別紙1 クライアントパソコン（CAD 設計積算システム用）、クライアントパソコン（給水装置工事電子受付システム用3台、契約関連システム用1台、管理用パソコン2台）については、機器納入だけで特に設定作業は求められていないという理解でよろしいでしょうか。</p>
<p>回答9</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>質問10</p> <p>記載内容</p>	<p>仕様書</p> <p>7(3) その他</p> <p>イ ハードウェアサポートのデリバリーサポートを利用する場合、配送された機器は賃借人が受け取ることを前提として構わないが、賃借人が行うのは機器の受け取りのみであり、機器の交換作業は賃貸人が実施すること。</p> <p>質問内容 「機器の交換作業は賃貸人が実施すること。」とありますが、デスクトップパソコンは交換後の再セットアップ、再設定の作業は賃借人にて実施されるものと考えてよろしいでしょうか。</p>
<p>回答10</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>質問11</p> <p>記載内容</p>	<p>仕様書</p> <p>7(3) その他</p> <p>イ ハードウェアサポートのデリバリーサポートを利用する場合、配送された機器は賃借人が受け取ることを前提として構わないが、賃借人が行うのは機器の受け取りのみであり、機器の交換作業は賃貸人が実施すること。</p> <p>質問内容 「機器の交換作業は賃貸人が実施すること。」とありますが、プリンタ、プロッタは交換後、IP アドレス設定、数台の印字テストを賃貸人で実施する必要があるという認識でよろしいでしょうか。</p>

<p>回答 1 1</p> <p>お見込みのとおりです。</p>	
<p>質問 1 2</p> <p>記載内容 公告資料</p> <p>2 入札等の手続きに関する事項</p> <p>12 参加資格確認申請書類</p> <p>(1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (様式第 1 号)</p> <p>(2) 指名停止等措置状況調書 (様式第 2 号)</p> <p>(3) 賃貸借物件明細書 (様式第 3 号)</p> <p>申請書等は、開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。</p> <p>質問内容 落札候補者となった場合、参加資格確認申請書類として (3) 賃貸借物件明細書 (様式第 3 号) の提出が必要とありますが、仕様書では搬入までに提出することとの記載がございます。</p> <p>ここで指す賃貸借物件明細書は同一の書式 (提出物) との理解でよろしいでしょうか。同一である場合、いつまでの提出が必要でしょうか。</p>	
<p>回答 1 2</p> <p>賃貸借物件明細書 (様式第 3 号) は参加資格確認申請書類のため、公告で定める日までに岡山市水道局総務部管財課に提出してください。また、仕様書記載の賃貸借物件明細書 (様式第 3 号と同じ内容のもの) は、契約締結後、搬入までに岡山市水道局総務部経営管理課に提出してください。</p>	
<p>質問 1 3</p> <p>記載内容 仕様書</p> <p>6 機器引渡し作業等</p> <p>(2) 搬入及び撤去</p> <p>賃貸借物件の搬入、引渡し及び賃貸借期間満了後の設置場所からの撤去に要する費用は、すべて賃借料に含めること。機器引渡し場所から設置場所への移送、設置は賃借人にて行う。</p> <p>質問内容 機器引渡し場所から設置場所への移送、設置は賃借人にて行う。とありますが、移送及び設置の作業工程に伴う事故や機器損傷の回復は貴市負担という認識でよろしいでしょうか。</p>	

回答 1 3

お見込みのとおりです。

質問 1 4

記載内容 仕様書

6 機器引渡し作業等

(3) 搬入及び撤去調整作業

賃貸人は、物件の搬入及び撤去について、連絡調整及び作業を以下のとおり行わなければならない。

ア 連絡調整

賃貸人は作業実施にあたり、賃借人及びこの業務に関連する他の業務の受注者と十分に協議し、相互の連携と協調を図り作業を進めること。

質問内容 本業務に関連する他の業務の受注者の責による工期遅延に伴う搬入遅延等は本業務の受注者に賃貸借契約書第 27 条における損害賠償請求は受けないという認識でよろしいでしょうか。

回答 1 4

お見込みのとおりです。

質問 1 5

記載内容 仕様書

13 動産総合保険

賃貸借物件には、賃貸人の負担において動産総合保険を付すること。ただし、ソフトウェアについてはこの限りではない。

質問内容 動産総合保険は、地震・噴火・津波・紛争・甲の故意又は重大な過失、その他保険約款に定める免責条項に起因する損害については、保険金支払いの対象外との認識でよろしいでしょうか。

また保険金を修理費に充当する場合、発注者様は乙に支払われた保険金額を限度として修繕費用の負担を免れるものとの理解でよろしいでしょうか。

回答 1 5

お見込みのとおりです。